

令和4年度 屋外広告物講習会の開催案内

1 開催日時及び会場

日 時	会 場
令和5年1月19日(木) ● 全科目受講の方 9:45~17:00 (受付 9:15~9:40) ● 「広告物の施工に関する事項」の受講免除者 13:15~17:00 (受付 12:45~13:10)	豊中市立文化芸術センター 多目的室 住所：豊中市曾根東町3丁目7-2

2 講習科目及びスケジュール

講 習 科 目 等	時 間 (予定)
広告物の施工に関する事項 ※	10:00~12:00 (2時間)
広告物に係る法令に関する事項	13:15~14:45 (1時間30分)
広告物の表示の方法に関する事項	15:00~16:30 (1時間30分)
考査	16:30~16:50 (20分)

※講義の中には設計に関する内容も含まれます。

3 申込方法等 (持込・郵送・電子申込にて申込可。※FAX・E-Mailでの申込不可。)

受付期間	令和4年10月18日(火)~11月1日(火) ※1 持込の場合：土日祝除く9:00~17:15 (12:00~12:45除く) ※2 郵送の場合：11月1日(火) 必着 ※3 電子申込の場合：11月1日(火) 23:59まで
定 員	100名 ※申込人数が定員を超えた場合は、 抽選
申込方法	<p>持込の場合 下記(1)~(3)の書類を下記提出先に持参してください。【(2)は受講科目免除の対象者のみ、(3)は郵送希望者のみ】</p> <p>郵送の場合 下記(1)~(3)の書類を都市計画課宛に郵送してください。【(2)は受講科目免除の対象者のみ】</p> <p>(1)屋外広告物講習会受講申込書 【市ホームページ(右のQRコード)からダウンロード可】 ・必要事項を記入し、写真(2箇所)を貼付したもの</p> <p>(2)広告物の施工に関する事項の受講が免除となる資格をお持ちの方は、資格を証する書面の写し ・次のいずれかに該当する方は、「広告物の施工に関する事項」の受講が免除されます。 ① 建築士法に規定する建築士の資格を有する者 ② 電気工事士法に規定する第一種又は第二種電気工事士である者、特殊電気工事資格者又は認定電気工事従事者である者 ③ 電気事業法に規定する第一種、第二種又は第三種の電気主任技術者免状の交付を受けている者 ④ 帆布製品製造に関して職業能力開発促進法に規定する準則訓練を修了した者、職業訓練指導員免許を受けた者又は技能検定に合格した者</p> <p>(3)受講手数料納付書及び受講票等を送付するための返信用封筒1通 ・定型封筒(120×235mm)に送付先(郵便番号、住所、氏名)を明記し、94円切手を貼付したもの ※申込期間終了後、受講者宛(申込多数により抽選となった場合は当選者のみ)に返信用封筒にて納付書と受講票等を送付します。納付書等を窓口にて受け取り希望の場合は準備ができ次第別途連絡します。(11月15日ごろ発送・連絡予定) ※申込多数のため抽選となり、落選した場合は返信用封筒にて落選した旨記載した文書と併せて提出書類を返却します。持込の場合は別途連絡します。(11月15日ごろ発送・連絡予定)</p> <p>電子申込の場合 受付期間中に市ホームページ(下のQRコード)へアクセスし、申込画面及び下記の注意事項をよく読んで申込を行ってください。</p> <p style="text-align: center;">(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真や資格を証する書面はデータにて添付してください。 ・クレジットカードによるオンライン決済のみとなり、領収書は発行できません。 ・申込多数により抽選となった場合、当選された方には受験番号を附番した受講票のデータを申込状況照会画面にアップロードします。受講当日は受講票をカラー印刷して持参し、受付時に提示してください。落選された方にはメールにてその旨を通知します。(受講可否については11月15日頃の通知を予定しています。)
受講手数料	全3科目受講の方は 6,000円 、「 広告物の施工に関する事項 」の受講免除者は 4,000円 1 受講手数料は、納付書※にて所定の金融機関で納付してください。(納付期限：12月6日) 2 一度納付された受講手数料は、講習会を受講されない場合でもお返しできません。 (ただし、感染症拡大等により、やむを得ず中止する場合があります。) ※ 持込・郵送の場合に限ります。電子申込の場合はクレジットカードによるオンライン決済のみとなり、領収書は発行できません。受付期間終了後(申込者多数により抽選となった場合は抽選後に当選者のみ)、決済手続きに関するメールを送付します。
提出及び問合せ先	〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 豊中市 都市計画推進部 都市計画課 景観形成係(第二庁舎4階) 電話番号：06-6858-2419 FAX：06-6854-9534 メールアドレス：tokeikan@city.toyonaka.osaka.jp



● 講習会場へのアクセス



住所：豊中市曽根東町3丁目7-2
阪急宝塚線 曽根駅より東に約300m(曽根駅から徒歩約5分)

会場利用案内

- (1) 会場及び会場周辺に有料駐車場はありますが割引サービス等はありません。また、台数に限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
- (2) 会場での飲食について
 - ・受講中は、ペットボトル等の飲料を除き、飲食はお控えください。
 - ・昼食時など会場内で飲食が可能ですが、ゴミは必ず各自でお持ち帰りください。
- (3) 会場の敷地内は全面禁煙です。

● 当日、ご持参いただく物

- ・受講票
- ・筆記用具
- ・電卓（全3科目を受講される方）
- ・補助テキスト（下記参照）

● 講習会の補助テキスト購入案内

◆講習会の補助テキストとして次の3冊が必要です。

<テキストの概要>

- ・屋外広告の知識 法令編 第五次改訂版（税込 2,970円）
- ・屋外広告の知識 デザイン編 第四次改訂版（税込 2,096円）
- ・屋外広告の知識 設計・施工編 第四次改訂版（税込 2,724円）

※講習会場では補助テキストの販売はいたしませんので、必ず事前にご準備をお願いします。

<テキスト購入に関するお問い合わせ先>

株式会社ぎょうせい関西支社
〒540-0012
大阪市中央区谷町3丁目1番9号
電話番号 06-4790-9351

● 新型コロナウイルス感染予防について

- ・咳エチケットやマスクの着用の徹底
- ・手洗いや手指の消毒の徹底
- ・検温の実施
- ・身体的距離の確保

以上のことについてご協力をお願いいたします。また、**発熱等の症状がある場合は、受講をお控えください。**
なお、感染状況によりやむを得ず延期・中止する場合がございます。その場合、受講者には別途通知いたします。

※この講習会は、近畿圏の府県、指定都市及び中核市が輪番で開催しています。

屋外広告業を営む方は、営業活動を行おうとする地域を所管する知事、指定都市又は中核市の市長に必要事項を登録又は届出しなければなりません。また、営業所ごとに、屋外広告物講習会の修了者等の「業務主任者」を置くことが義務付けられています。

業務主任者になれる方は、この機会に本講習会を受講してください。

※1 次のいずれかに該当する方は、今回の屋外広告物講習会を修了することなく業務主任者になることができます。

- (1) 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関する知識について行う試験に合格した者
- (2) 他の都道府県、指定都市又は中核市が実施した屋外広告物講習会の修了者
- (3) 広告美術仕上げについて職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練を修了した者
- (4) 都道府県、指定都市又は中核市の長が認定した者

※2 本市の屋外広告物講習会修了者については、一部自治体で業務主任者になることができない場合があります。登録又は届出する自治体のルールをよく確認してください。